

石光ゼミ

環境と経済の両立

鈴木 香奈子

1. 研究の目的

京都議定書が2005年2月に発効したことにより、温室効果ガス6%削減の約束達成は我が国の国際的義務となった。政府はこのため、2005年4月、京都議定書目標達成計画を閣議決定し、目標達成に向けた道筋を示した。今後、同計画に位置付けられた対策をより一層確実に実施する上で是非とも必要なものであるとして、環境省は環境税を提案した。しかし、現状ではまだ環境税の認知度は低く、産業界からの強い反対もある。そして、なかなかこれといった効果的な方法は見つからないまま、温暖化対策は個人や民間の取り組みに任せるような現状になっている。だが、その取り組みに如何ほどの効果があるのだろうか。

そこで、温暖化対策に手段はどうあるべきか、また、両立は難しいとされる環境と経済の相克をどう考えるべきかを研究の目的とした。

2. 温暖化対策の手法

● 規制的手法

法的権限に基づいて対象者に一定の義務づけを行い、それに反した場合には制裁を用いて強制的に制御するという、罰則によって担保された権力的な方法である。特に、特定の事業者などが大量の環境負荷物質を排出する状況などでは効力を有し、公害の克服に大きく貢献した。今後も環境保全上、重要な役割を担っていく。

しかし、公害問題が一段落した現在では、自動車や個人の生活などの小規模かつ多数の排出源からの環境負荷が問題となってきている。このような問題に規制的手法を用いると、官庁が個人の生活を監視し、規制をかけるという、非効率・高コストを極める対策となってしまいうため導入には向かない。

だが、東京都のようにディーゼルエンジンを使っているトラック業界などに規制をかけることは可能だろう。今の規制や税制はトラックやバスなど大量の排ガスを撒き散らす大型車に甘く、自家用車などの小型車に厳しい。その改善も必要だ。

< ガソリンと軽油の税金比較 >

軽油	原油関税	石油税	軽油引取税
	0.17円	2.04円	32.1円

ガソリン	原油関税	石油税	地方道路税	揮発油税
	0.17円	2.04円	5.2円	48.6円

石光ゼミ

● 自主的取組

事業者などが自らの行動に一定の努力目標を設けて対策を実施する自主的な環境保全取組であり、技術革新への誘因となり、関係者の環境意識の高揚や環境教育・環境学習にもつながるといふ利点がある。自主的な取組については、事業者の専門的知識や創意工夫をいかしながら複雑な環境問題に迅速かつ柔軟に対処していくための主要な政策手法の一つとして、地球環境問題や産業廃棄物問題、化学物質問題などを中心に積極的に活用することができる。具体的には環境 ISO¹が挙げられる。なお、自主的取組を政策手法として活用していくに当たっては、実施状況の公表や行政主体などによる関与などのチェック手段の確保を図り、政策手法として明確な位置付けを行うことが望ましい。

● 情報的手法

情報的手法とは、環境保全活動に積極的な事業者や環境負荷の少ない製品などを評価して選択できるよう、事業活動や製品・サービスに関して、環境負荷などに関する情報の開示と提供を進めることにより、各主体の環境に配慮した行動を促進しようとするもの。これには環境報告書²、環境ラベル³、環境会計⁴、LCA⁵などがある。

● 経済的手法

市場メカニズムを前提とし、環境保全への取組に経済的インセンティブを与え、経済合理性に沿った各主体の行動を誘導することによって政策目的を達成しようとする手法。排出権取引や環境税がこれにあたる。

(1) 排出権取引

まず汚染物質⁶の排出許容量を総枠として決め、個々の汚染主体（企業や国）ごとに一定の排出する権利を割り当て、市場においてその権利を売買するものである。つまり、排出量全体に対し規制の枠を被せた上で、当事者間で排出権を売買させ、市場メカニズムを通して費用削減を図りつつ、所定の排出量を削減する仕組みで、結果として租税手段と同じ効果を挙げうる。

しかし、排出総量が確定するので効果はわかりやすいのだが、資金が豊富な企業は、低コストで削減できるところに削減を任せるようになる可能性がある。経済産業省で議論されている方法⁷も産業界別の大まかな方法で、初期の排出権の配分をどうするかという公平性の問題や排出規制の量をどのようにするかという問題がある。そのうえ、排出量のモニタリングなどに執行費用がかかる。

¹会社などの団体のマネジメントをする際に適用されるもので、この規格を守ると適正な環境状態を維持・向上させることができるというものである。また、これは今までの公害対策のような事後処理でなく予防措置が主である。

²企業等の事業者が経営責任の緒言、環境保全に関する方針・目標・計画・環境マネジメントに関する状況、環境負荷の低減に向けた取組の状況等についてまとめ、一般に公表するもの。

³製品やサービスの環境情報を、製品やそのパッケージ、宣伝等を通じて、購入者に伝えることにより、購入者に環境負荷の少ない製品選択を促すもの。

⁴企業が持続可能な発展を目指して社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し伝達する仕組み。

⁵Life Cycle Assessmentの略。製品のライフサイクル全体で使用されるエネルギーや天然資源、また、ライフサイクル全体から環境へ排出される大気汚染物質などを定量的、客観的かつ科学的に分析し、環境影響の可能性の評価を行うもの。

⁶CO₂・NO_x・SO_x

⁷企業約20社を公募、削減に向けた設備投資などに補助金を出した上で、仮証書を発行し、オンライン上で売買できるしくみにする。温室効果ガス削減に熱心な企業を後押しするとともに、排出量取引の経験を積んで、2008年開始の国際的な取引システムづくりで主導権を發揮するのがねらい。

石光ゼミ

(2) 環境税

ここで述べる環境税とは炭素税のことである。

炭素税とは、石炭・石油・天然ガスなどの化石燃料に、炭素の含有量に応じて税金をかけて、化石燃料やそれを利用した製品の製造・使用のコストを引き上げることで需要を抑制し、結果としてCO₂排出量を抑えるという経済的な政策手段である。CO₂排出削減に努力した企業や個人が得をし、努力を怠った企業や個人はそれなりの負担をすることになる。

3. 提案

(1) 経済的手法・規制的手法・自主的取組・情報的手法などのポリシーミックス

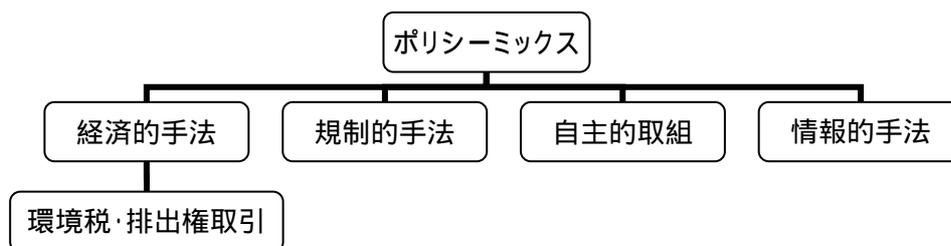
(2) 環境税の税収は一般財源化

(1) ポリシーミックス

地球温暖化対策の提案図

ポリシーミックスとは、**規制的手法**、**経済的手法**などの諸政策手法を効果的に組み合わせることである。個別の政策手法にはそれぞれ、長所・短所があるが、対象とする政策課題の特徴を考慮した上でいくつかの手法を組み合わせることで実施することによって、相乗効果が期待できる。

環境問題に取り組むにあたっては、各自の**自主的取組**を忘れてはならない。自主的な取組を前提とし、製造業や運輸業や家庭から排出されるNOxとSOxに**規制**をかけた上で**環境税**を取り入れCO₂削減をするべきだ。**排出権取引**については、環境税の税収を排出権取引の市場整備や執行費用に充てる。また、企業は**情報的手法**を行うことで環境意識の高まりに応える。



(2) 環境税税収の一般財源化

環境税の税収は一般財源化か目的財源化か議論がなされているが、環境税による税収は環境省の案通り一般財源化すべきである。

環境税の導入目的は税収を得ることではない。そこで、税収は一般財源にしておいて、必要に応じて優先的に環境対策費に充てることを提案する。

環境税では課税自体の消費抑制効果が重視されているため、税率を高く設定できれば一般財源にした税収を環境目的環境目的に使うことは可能だ。

石光ゼミ

4. 環境と経済の両立

新税の導入はやはり経済に少なからず影響を与えるだろう。しかし、悪いことだけではない。

過去2度の石油危機は日本経済の国際競争力を強めた。国際競争力が強まった主な要因として以下の3つを挙げる。

- 省力化・省エネルギー化など一貫した企業の減量経営の努力が収益基盤を強化してきた
- 競争力を失った構造不況業種を縮小させ、成長分野に資源を振り分ける、積極的調整政策がとられた
- 第二次石油危機には各経済主体の対応が前回に比べて心理的余裕をもってなされた

新たな技術の開発

- 「エコ・ビジネス」分野の成長
- 省エネ技術の開発と、エネルギーシステムの転換

環境税が経済を圧迫することで初めて温暖化ガス削減のインセンティブになりうるのだ。長期的な視点を忘れてはならない。

<参考文献>

石弘光『環境税とは何か』 岩波新書 1999年

「環境省」<http://www.env.go.jp/>

「EIC ネット」<http://www.eic.or.jp/qa/?act=view&serial=8503>

「経済的インセンティブ」http://hiroko.s11.xrea.com/x/main/think_globally_4.htm

「環境のーと」<http://www9.plala.or.jp/marimoh/>

「環境白書」

<http://www.env.go.jp/policy/hakusyo/honbun.php3?kid=213&bfllg=1&serial=12401>

「NRI」http://www.nri.co.jp/publicity/n_letter/2003/pdf/nl20030401.pdf

「財団法人 新エネルギー財団」<http://www.nef.or.jp/what/whats00.html>

「経団連」<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/index07.html>